

●香川県告示第183号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年4月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	所 在 地
平成20年3月1日	おくの歯科・矯正歯科クリニック	仲多度郡多度津町葛原811番地1